

# 個人情報保護制度のさらなる充実について

答 申 -

平成16年4月

川崎市個人情報保護運営審議会

## 目次

まえがき	1
1 罰則規定(新規)	3
2 個人情報ファイル	
(1) 個人情報の保管等に係る届出(条例第8条関係)	4
(2) 個人情報ファイルの定義(条例第2条関係・新規)	5
(3) 個人情報ファイル目録の作成(条例第21条関係)	5
(4) 個人情報の外部提供(条例第10条第2項関係)	6
(5) 個人情報ファイルの結合(条例第12条第2項関係)	6
3 請求手続	
(1) 請求手続の方法の拡大(条例第17条関係・新規)	7
(2) 死者等の個人情報の請求手続(条例第17条関係・新規)	7
4 運営審議会の統合(条例第26条関係)	8
5 出資法人の範囲(条例第3条関係)	8
6 受託者の責務(条例第27条関係)	9
7 市長の役割	
(1) 施行状況の報告及び公表(条例第32条関係)	10
(2) 市長の調整(新規)	10
8 諾否の決定の期限延長(条例第18条の2)	11

## 資料

1 電磁媒体で記録されている主な個人情報ファイルの対象者数の件数〔罰則規定〕	15
2 個人情報の開示等の請求フローチャート〔請求手続〕	16
3 死者等に関する個人情報開示請求件数の推移〔請求手続〕	17
4 (仮称)統合的情報公開制度運営審議会の概要案〔運営審議会の統合〕	18
5 出資法人の範囲(現行と改正後の比較)〔出資法人の範囲〕	19
6 川崎市長からの諮問書	20
7 川崎市個人情報保護運営審議会委員名簿	21
8 川崎市個人情報保護運営審議会における審議経過	22

## ま え が き

川崎市では、市民の知る権利を実効的に保障し、「開かれた市政」の実現を目指すため、個人情報保護制度、公文書公開制度、情報提供制度、公人の資産公開制度及び会議公開制度の5つの制度からなる統合的情報公開制度の整備・充実に努めてきた。

その柱の一つである個人情報保護制度は、全国の政令指定都市に先駆けて昭和61年1月1日から実施され、「自己情報コントロール権」を保障することにより、情報化社会における市民の権利の実現と保護に大きく貢献してきたところであり、その先進的な内容と多くの運用の蓄積により、他の自治体に対して、制度の構築及び運用に際しての範を示す役割を果たしてきたといえる。

しかしながら、近年、高度情報化が急速に進展し、情報通信技術を用いて個人情報の大量かつ迅速な処理を行い、市民の利便性の向上につながる反面、瞬時に大量の個人情報が流出する可能性があり、市民に被害が及ぶ危険性が增大している。こうした状況を受けて「個人情報の保護に関する法律」が昨年成立し、個人情報の保護とその適正な取扱いに関する基本事項について、国及び地方公共団体の責務等、民間事業者の遵守すべき義務等、さらにセキュリティ対策の重要性を明らかにするなど、一定のルールが示されたものであり、高度情報通信社会に向けて法的なインフラ整備がなされたものといえる。

一方、川崎市においても高度情報通信社会への対応として業務のIT化による「電子市役所」の構築を推進しているが、行政の責務として個人情報の保護への取組が重要な課題であり、的確な対応が求められている。

このような情勢の中で、当審議会は、平成15年9月22日付けで、阿部孝夫・川崎市長から個人情報保護制度のさらなる充実について諮問を受けた。

審議会では、本諮問について審議を行うための小委員会を設置し、5回にわたって集中的に審議を行った。このたび、小委員会における議論を中心として、審議会での検討結果が得られたので、ここに答申する。

審議は、川崎市個人情報保護条例の見直しを中心に行われたが、同条例の先駆的な意義を踏まえ、優れた部分は最大限に活かしながら、新たな視点からの意見も積極的に採り入れた。

限られた審議期間でありながら、本答申が内容豊かなものになったのも、ひとえに委

員による精力的な議論の賜物であり、深く感謝申し上げる次第である。

また、公文書公開運営審議会及び会議公開運営審議会に対しても、各制度の見直しについて同時に諮問がなされた事情を考慮し、審議事項の中の公文書公開制度や会議公開制度と関連するものについては、各審議会の審議における貴重な御意見を踏まえ、相互に調整を図った上で、当審議会としての結論に至ったことを付言しておく。

川崎市においては、本答申を踏まえ、制度の充実に向けて積極的に取り組まれることを期待するものである。

平成 16 年 4 月 19 日

川崎市個人情報保護運営審議会  
会長 藤原 静雄

## 1 罰則規定（新規）

川崎市の行政機関が行う業務において、電子計算機を利用した個人情報処理が増大し、個人情報の記録も電磁媒体が主流となっている。電磁媒体の記録の流出は瞬時に多量の情報の漏えいをまねき、多数の個人に被害が及ぶ危険性があるため、その漏えいを防止し、市職員及び職員であった者並びに受託業務に従事している者及び従事していた者の守秘義務について注意を喚起し、公権力の濫用による個人情報の収集の防止及び制度悪用による他者の個人情報の不正な入手を抑止する目的で罰則規定を設ける必要がある。

罰則規定については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「行政機関個人情報保護法」という。）に規定する罰則と対応したものとすべきである。

### （説明）

IT社会・電子市役所の進展に伴う電磁媒体の記録の流出や、委託業務における従事者の不正な個人情報の提供、市職員の職権濫用による個人情報の収集に対する行政機関及び受託者等の責務を明らかにするとともに、制度悪用による他者の個人情報の取得などを抑止することを目的として罰則規定を設ける必要がある。また、その内容は国の行政機関に適用される行政機関個人情報保護法で定めるものと同様とすべきである。

なお、この制度の利用者が他者の個人情報を不正に取得した場合の罰則（過料）については、地方公共団体が同様の規定を設ける場合、地方自治法に定める過料の上限額を超えることができないため、国と地方公共団体とで、過料の上限額に差異が生じることとなる。しかし、国又は地方公共団体が保有する個人情報については軽重の差がないものと考えられることから、過料の上限額は同様であるべきであるとの意見を表明しておくこととする。

- （１）実施機関等の職員と職員であった者、受託業務に従事している者と従事していた者が、正当な理由なく、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成した個人情報ファイルを提供した場合の罰則を設ける。
- （２）実施機関等の職員と職員であった者、受託業務に従事している者と従事していた者がその業務に関して知り得た個人情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供、又は盗用をした場合の罰則を設ける。
- （３）実施機関等の職員がその職権を濫用してその職務以外の目的で個人情報を収集した場合の罰則を設ける。
- （４）この制度の利用者が他者の個人情報を不正に取得した場合の罰則を設ける。

実施機関等とは、川崎市個人情報保護条例（以下「条例」という。）で定めた実施機関及び出資法人をいう。その職員は実施機関の一般職（正規職員、再任用職員、臨時職員）、特別職（市長、議員、審議会委員、嘱託員、消防団員、民生委員等）及び出資法人の役員、職員とし、例外規定は設けない。

## 2 個人情報ファイル

### （１）個人情報の保管等に係る届出（条例第８条関係）

実施機関が行う公文書として記録する個人情報の収集、保管及び利用（以下「保管等」という。）に係る届出については、保管等の実態をよりの確に把握するため、業務単位からより詳細な個人情報ファイル単位の届出にすべきである。

#### （説明）

実施機関が行う個人情報の保管等について、新たに個人情報ファイルの定義づけを行った上で、市長への届出を義務づけるべきである。届出事項については、利用の目的等を明確に把握するため、次の項目が必要である。また、個人情報ファイルの適正な保管等をするため、個人情報ファイルの廃止、変更についても同様とする。

個人情報ファイルに係る届出事項は以下のとおりとする。

- ア 個人情報ファイルの名称
- イ 個人情報ファイルの利用目的
- ウ 個人情報の記録の対象者
- エ 個人情報の記録の内容
- オ 個人情報ファイルの管理責任者
- カ 個人情報ファイル作成の根拠となる法令又はそれに準ずるもの
- キ その他事務取扱い上必要とされる事項

( 2 ) 個人情報ファイルの定義 ( 条例第 2 条関係・新規 )

実施機関の個人情報の届出義務や目録作成等にかかわるため、個人情報ファイルを新たに定義する必要がある。新たに定める個人情報ファイルは、行政機関個人情報保護法の規定と用語の統一を図るため、次の内容とすべきである。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

( 説明 )

条例上個人情報ファイルは、現行条例第 1 2 条の解釈として電子計算機により処理した個人情報の記録を業務別又は目的別に電磁媒体に記録したもの(ある目的に沿って構成され、保管されている個人情報の集まり)に限定しているが、行政機関個人情報保護法が規定する個人情報ファイルは、電磁媒体と紙媒体に個人情報を記録したものの両方が含まれている。

新たに個人情報ファイルを定義することによって、市民に対しては個人情報の内容の特定を容易とし、開示請求等の自己情報コントロール権の行使を具体的に保障することができ、実施機関においては行政機関個人情報保護法との用語の統一を図るとともに、事務の目的達成に必要な範囲内で個人情報の保管等の徹底を図ることができる。

また、現在、作成する際には審議会に諮ることとなっている「個人情報ファイル」は、新たな定義のアに該当することとなるので、今後も審議会の審議の対象とする。

( 3 ) 個人情報ファイル目録の作成 ( 条例第 2 1 条関係 )

市民等の開示請求等に際しての利便性と実施機関が行う個人情報の保管等の透明性を向上させるため、個人情報ファイルの目録の作成が必要となるが、各実施機関が届出義務等を速やかに履行するなどの協力のもとに、市長がこれを作成し、その公表、閲覧等は市長及び各実施機関が行うべきである。

( 説明 )

市長は、実施機関からの個人情報ファイルの保管等に係る届出に基づいて、個人情報ファイルに係る届出事項の一覧が分かる個人情報ファイル目録を作成し、それを広く公開する仕組みを作るべきである。このことにより、開示請求等の市民の自己情報コントロール権を行使する際の活用と実施機関の個人情報の保管等に関して透明性の確保が期待できる。

( 4 ) 個人情報の外部提供 ( 条例第 1 0 条第 2 項関係 )

実施機関が、個人情報の記録を外部提供することは審議会の審議事項であるが、行政機関個人情報保護法等が整備されたことにより、外部提供について、今後個別の法令が整備されていくと思われるため、法令に明確な根拠があるときは、審議会に諮らず法令の規定によることとすべきである。

( 説明 )

今後法令が整備されることにより、外部提供が法令に明確に規定されている場合には、審議会に諮らず法令の規定によるものとする。

ただし、法令に明確な根拠がない場合、審議会に諮ることとする。

外部提供とは、届出業務の目的の範囲を超えて、市の機関以外の国、他の地方公共団体等に個人情報の記録を提供することである。

( 5 ) 個人情報ファイルの結合 ( 条例第 1 2 条第 2 項関係 )

電子計算機を利用した個人情報ファイルの結合については、審議会の審議事項であるが、情報通信技術の著しい発展に対応するため、個人情報ファイルを相互に利用すること等の法令に明確な根拠があるときは、審議会に諮らず法令の規定によることとすべきである。

( 説明 )

法令等の根拠が定められているときは審議会に諮らず法令の規定によることとする。

法令の定めによる又は審議会に諮る場合のいずれにおいても、結合にあたっては、個人情報ファイルの結合先において、万全なセキュリティ対策が法令等によって講じられることを確認した上で行うことはいうまでもない。



### 3 請求手続

#### (1) 請求手続の方法の拡大(条例第17条関係・新規)

現行の書面(様式)によることに限らず、今後、開示等の請求方法の拡大に対応するため、他の一定の方法も可能とする規定に整備すべきである。

また、高度情報通信社会の進展を踏まえ、現行の来庁方式を基本とした本人確認による請求に限らず、郵送等の市民に利用しやすい請求手続方法を整備すべきである。

郵送等の請求による場合は、本人確認の具体的な方法など関係規定の整備に努められたい。

#### (説明)

請求手続を書面(様式)に限定する場合、将来の高度情報通信技術を利用しての請求手続の利便性の向上等に不都合が生ずるため、請求要件を満たしていれば請求できる方法を整備すべきである。

また、郵送等の請求手続方法の整備については、本人が遠隔地に居住していたり、身体が不自由であるなどの理由で来庁が困難であることに対する利便性の向上や本人が請求できることで代理人などに請求の事実を知られることもなくなるなどの効果が期待でき、一層の個人情報の保護につながるものである。

その郵送等の請求については、以下の具体的手続が考えられる。

ア 本人氏名・住所・電話連絡先・請求内容を記入し、次の(ア)又は(イ)に掲げる書類の写しを添付する。

(ア) 公的機関が発行する本人の顔写真掲載のある書類の写し

(イ) 上記(ア)がない場合、被保険者証、年金手帳等の本人確認可能な2以上の書類の写し

イ 生年月日等添付書類の記載事項を電話で照会して本人確認し、続いて請求した事実を確認の上、請求を受け付ける。

#### (2) 死者等の個人情報の請求手続(条例第17条関係・新規)

個人情報の開示請求等は、本人がこれを行わなければならないが、本人が死亡した場合において、その個人情報が必要となる場合もあることから、父母、配偶者及び子に限り、請求手続を可能とする規定を整備すべきである。

また、個人情報の開示請求等に係る本人の意思能力がない場合においても、父母、配偶者及び子に限り、当該本人に代わって開示等の請求手続を可能とする規定の整備をすべきである。

(説明)

制度上、死者については開示請求等が不可能であるが、死者の個人情報に遺族にとって必要となる場合があり、現行条例では運用で、原則として一親等以内の親族について開示請求等を認めている。請求する個人情報の内容を問わず、このような必要性から行っている運用について、条例に明確な規定の整備をすべきである。

また、痴呆その他意思能力のない場合、個人情報の請求については、現行条例で成年被後見人の法定代理人が当該本人に代わって請求できるものとしているが、成年被後見人制度はなお広く社会に浸透していないことから、実務上支障をきたしている実態がある。今後高齢化社会の進展に伴い同様の事例が増えることが予測され、本人の意思能力がない場合の本人の個人情報の開示請求等の規定を整備する必要がある。

本人に代わって請求できる者の範囲を限定したのは、本人の個人情報の要保護性が、死亡により直ちに失われるとは言い切れず、死者の個人情報といえども制度の趣旨に照らし、なお保護されるべきものであると考えられることから、父母、配偶者及び子に限定したものである。

#### 4 運営審議会の統合（条例第26条関係）

条例、情報公開条例及び会議公開条例に基づき設置されている各運営審議会については、より効率的かつ効果的な審議会の運営を図るため、その統合を図るとともに、統合的情報公開制度の充実等について、自ら提案できる機能をもたせることが適当である。

(説明)

審議内容の充実、組織の活性化、簡素化等を図るため、個別条例に基づく個人情報保護運営審議会、公文書公開運営審議会及び会議公開運営審議会を統合し、(仮称)統合的情報公開制度運営審議会を新設して、各制度の個別条例により調査審議を行うこととされている事項のほか、情報提供制度などの推進についてその所掌事項とし、加えて、必要な建議もできることとする。

なお、IT関連の専門実務に精通する委員も構成要員とすることが望ましい。

#### 5 出資法人の範囲（条例第3条関係）

統合的情報公開制度を推進する上で、情報公開、個人情報保護の両条例における出資法人の範囲を統一すべきである。範囲については、情報公開条例の規定する出資法人と同様とする。

(説明)

情報公開条例においては、川崎市が25%以上出資又は出捐している法人(他の制度、方法等により情報公開制度が担保されている法人を除く。)について、事業の内容又は市の関与の度合いに関わらず、市と同等の説明責任があるものとし、出資法人に対して、情報公開制度の導入を要請し、出資法人はその要請に基づき各出資法人毎に要綱を定めて、制度を実施している。

統合的情報公開制度を推進する上で、情報公開条例、個人情報保護条例の両条例における出資法人の範囲については、情報公開条例の規定と同一であるべきである。

現在、出資法人は情報公開制度において一定の責務を果たしているが、地方自治法改正により、民間事業者を含む法人が市から指定を受けて、指定管理者として公の施設の管理を行うことが認められた。したがって、この指定管理者の指定にあたっては、市から委託を受けた範囲内で、指定管理者が保管等を行う個人情報の保護について協定により遵守すべき事項を相互に確認し、契約を締結すべきである。

## 6 受託者の責務(条例第27条関係)

実施機関の業務を受託した者は、受託業務全般における個人情報の保護について、実施機関と同様の責務を負うべきである。

(説明)

実施機関の業務を受託した者は、受託業務を遂行する上で、個人情報を知り得ることや個人情報ファイルを管理する可能性が高いことから、あらゆる受託業務において、それらの漏えいや流出等を防止することについて、実施機関と同様の責務を負うべきである。

その場合、委託契約において受託者が必要な措置を講ずる事項について定める必要があるほか、プライバシーマーク取得を業者選定の基準とするなど、受託業務における個人情報の漏えい等の被害が生じないよう個人情報の保護対策の充実に努められたい。

また、指定管理者についても、公の施設の管理を受託することから、受託者と同様の責務を負うこととなる。ただし、通常と異なり、複数年にわたり、受託することとなるので、管理の範囲に係る事項等を定める協定に個人情報の保護に関する規定を明記し、委託契約の中で協定を遵守することとすべきである。

## 7 市長の役割

### (1) 施行状況の報告及び公表(条例第32条関係)

条例の施行状況の報告及び公表については、市長が必要に応じ各実施機関に報告を求め、市長が施行状況を取りまとめて速やかに公表するという方法に改めるべきである。

#### (説明)

現行条例の規定では、各実施機関が運営状況の議会への報告、公表を行うこととなっているが、実際には運営状況について、市長が集約し一元的に管理を行い、市長が議会への報告、公表を行っている。公表手続について、実態に合わせた規定に改めるべきである。また、適宜インターネットなどを利用して、条例の施行状況についてより速やかな公表に努められたい。

なお、行政機関個人情報保護法では総務大臣が行政機関の長に対して法律の施行状況の報告を求め、当該報告を取りまとめ次第、その概要を公表するものと規定されている。

### (2) 市長の調整(新規)

制度の運営状況について、実施機関全体の調整を図り統一性、整合性等を保つため、市長に調整についての権限をもたせる必要がある。

#### (説明)

個人情報保護制度においては、川崎市が管理する個人情報の取扱いや、市民からの苦情のあっ旋及び民間事業者に対する指導など、広範で多様な施策の実施が求められており、このような施策が一体的・総合的に講じられないと効果が期待できない。したがって、個人情報保護制度全体の統一的運用を図るため、市長が必要に応じて実施機関に対して、事務の実施状況等運営について説明等を求めたり意見を述べるなど、市長の調整について規定すべきである。

なお、行政機関個人情報保護法では総務大臣が行政機関の長に対し、個人情報の取扱いに関する事務の実施状況について説明等を求め、意見を述べる旨が規定されている。

## 8 諾否の決定の期限延長（条例第18条の2）

個人情報の開示等の請求に対する諾否の決定を延長した場合において、予定した延長期間内に決定できない場合は、延長期間内に再度期限の特例の延長措置を講ずることができる規定の整備を行うべきである。

### （説明）

個人情報の記録が、大量又は検索に時間を要するなどの理由で請求に対する諾否の決定を延長した後、当初予定した延長期間内に処理できないことが判明した場合、延長期間内に再度期限の延長の特例の措置を可能とする規定の整備を行うべきである。



# 資 料



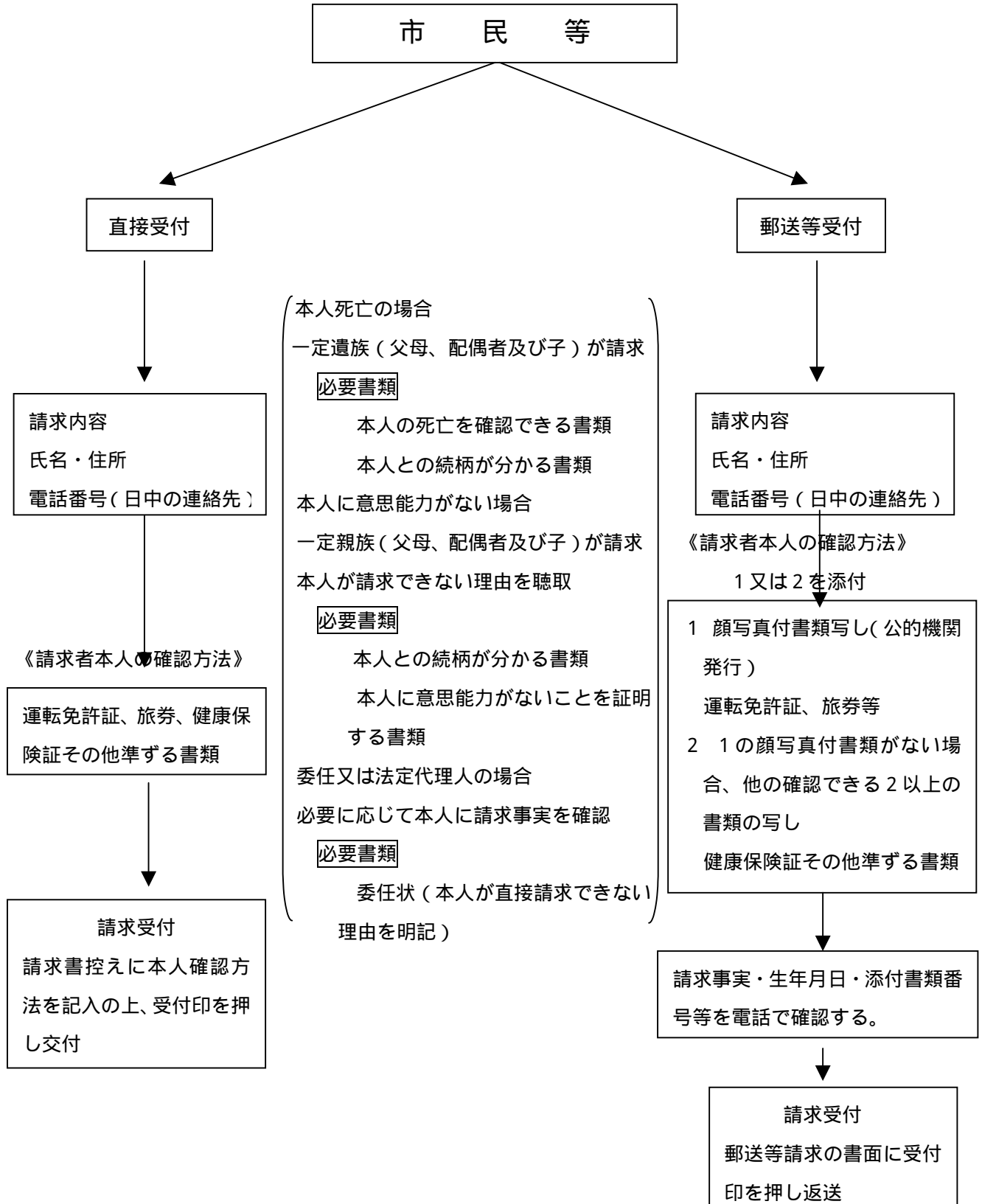


## 電磁媒体で記録されている主な個人情報ファイルの対象者数の件数

業務名又はシステム名	個人情報の記録の 対象者数の件数	実施機関
住民基本台帳（除票は除く）	1,300,000	市長
市税システム（滞納管理）	240,000	〃
国民健康保険資格給付	560,000	〃
国民年金資格	670,000	〃
福祉総合情報システム	730,000	〃
総合医療情報システム	470,000	〃
給配水情報管理システム	676,000	水道事業管理者
消防情報管理システム	400,000	消防長
図書館登録利用者システム	493,000	教育委員会
選挙公報等管理システム	1,042,000	選挙管理委員会

15年度末現在

個人情報の開示等の請求フローチャート

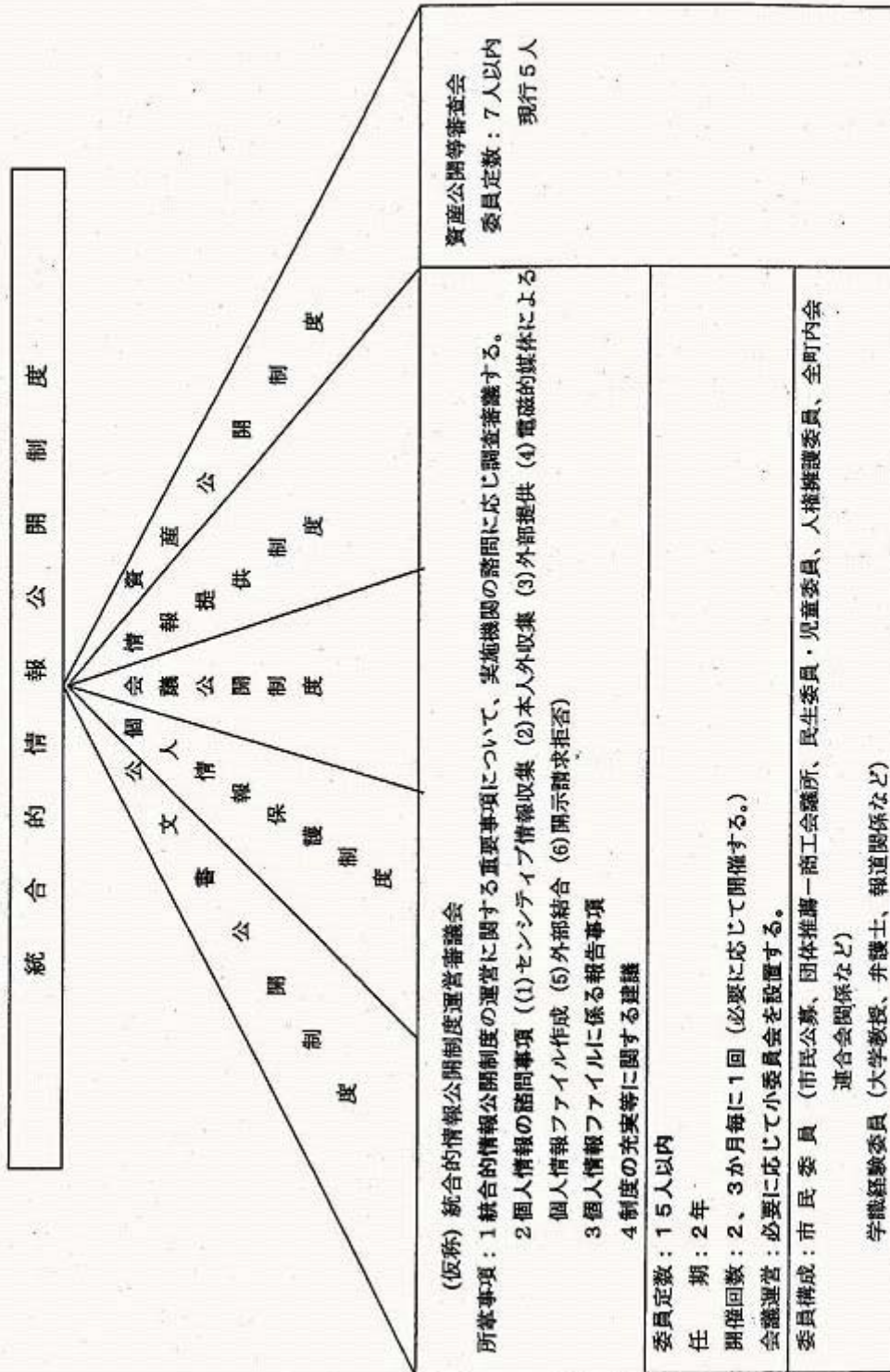


## 死者等に関する個人情報開示請求件数の推移

(件 数)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度 (2月末現在)
死者等に関する 請求の総件数に 占める割合(%)	13.3%	7.7%	6.2%	16.4%
死者に関する件数	13	13	11	17
意思能力のない 者に関する件数	3	2	0	6
合 計	16	15	11	23

(仮称) 統合的情報公開制度構築検討会の概要案



## 出資法人の範囲（現行と改正後の比較）

## 【現行の対象法人（16法人）】

出資割合	法人名
全額出資 16法人 〔民法法人：13法人〕 〔特別法人：3法人〕	(財)川崎市国際交流協会 (財)川崎市指定都市記念事業公社 (財)川崎市文化財団 (財)川崎市産業振興財団 (財)川崎市公園緑地協会 (財)川崎市リサイクル環境公社 (財)川崎市在宅福祉公社 (財)川崎市下水道公社 (財)川崎市水道サービス公社 (財)川崎市消防防災指導公社 (財)川崎市学校給食会 (財)川崎市博物館振興財団 (財)川崎市生涯学習振興事業団
	川崎市土地開発公社 川崎市住宅供給公社 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団



## 【改正後の対象法人（36法人）】

出資割合	法人名
全額出資 16法人 〔民法法人：13法人〕 〔特別法人：3法人〕	(財)川崎市国際交流協会 (財)川崎市指定都市記念事業公社 (財)川崎市文化財団 (財)川崎市産業振興財団 (財)川崎市公園緑地協会 (財)川崎市リサイクル環境公社 (財)川崎市在宅福祉公社 (財)川崎市下水道公社 (財)川崎市水道サービス公社 (財)川崎市消防防災指導公社 (財)川崎市学校給食会 (財)川崎市博物館振興財団 (財)川崎市生涯学習振興事業団
	川崎市土地開発公社 川崎市住宅供給公社 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
50%以上100%未満 11法人 〔民法法人：7法人〕 〔商法法人：4法人〕	(財)川崎市まちづくり公社 (財)川崎市看護婦養成確保事業団 (財)川崎市身体障害者協会 (財)川崎市心身障害者地域福祉協会 (財)川崎・横浜公害保健センター (財)川崎市保健衛生事業団 (財)川崎市建設技術センター
	川崎冷蔵(株) かわさき市民放送(株) かわさき港コンテナミナル(株) 川崎臨港倉庫(株)
25%以上50%未満 9法人 〔民法法人：4法人〕 〔商法法人：4法人〕 〔特別法人：1法人〕	(財)川崎市母子寡婦福祉協議会 (財)川崎市体育協会 (財)かわさき市民活動センター (財)川崎市シルバー人材センター
	(株)川崎球場 川崎地下街(株) かわさきファズ(株) みぞのくち新都市(株)
	川崎市信用保証協会

( 写 )

15川総行情第511号

平成15年9月22日

川崎市個人情報保護運営審議会

会長 藤原 静雄 様

川崎市長 阿部 孝夫

## 個人情報保護制度のさらなる充実について（諮問）

川崎市におきましては、昭和61年1月1日に個人情報保護条例を施行し、個人情報保護についての施策を推進してきたところです。

今般、国は、「個人情報の保護に関する法律」等5法を成立させ、公布しました。

その趣旨及び目的とするところは、個人情報の適正な取扱いに関する基本理念、基本方針を作成し、個人情報保護の施策の基本となる事項を定め、国及び地方の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めたところにあります。

これらの法の成立に基づき、国からは、「地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施することが必要であることから、個人情報保護条例の見直し等により、個人情報の取扱いについて万全を期すること」を要請されております。

また、近年、コンピューターや通信分野での技術革新は目覚ましいものがあり、それらの普及によるIT社会の急速な進展が図られております。現在、本市におきましても「電子市役所」の構築を図るために、IT事業に積極的に取り組んでおり、情報の電子化が進展することにより、事務の効率化や市民にとっての利便性が飛躍的に向上しているところですが、その一方、個人情報の漏洩などによる個人の権利利益侵害の危険性や不安感が増大し、そうしたリスクに対するセキュリティ対策の重要性もより一層高まってきているといえます。

したがいまして、16年余に亘る個人情報保護制度運用の実績を踏まえ、近年のIT社会への対応、そして国の法律等の施行との整合性を図るため、「個人情報保護制度のさらなる充実について」川崎市個人情報保護条例第26条第2項の規定に基づき、諮問いたします。

## 1 諮問事項

個人情報保護制度のさらなる充実について

- (1) 川崎市個人情報保護条例の見直し
- (2) その他必要な事項

## 2 審議期間

平成16年5月中を目途に答申をいただきたく存じます。

総務局情報管理部行政情報課  
情報公開担当  
電話 200-2107

資料 7

川崎市個人情報保護運営審議会委員名簿(任期:平成16年1月1日~平成17年12月31日)

(敬称略・五十音順)

区 分	氏 名	所 属 団 体 等	備 考
市民代表	青 木 葉 子	民生委員・児童委員	
	岡 田 榮 子	川崎ヘルスポランティアの会	
	岡 田 和 寛	公募委員	
	小田橋 尚 史	川崎商工会議所常務理事	小委員会委員
	木 下 伸 一	川崎地域連合事務局長	
	酒 井 道 子	人権擁護委員	
	椎 野 和 枝	女性学講座コーディネータ	
	三井田 秀 哉	公募委員	
	宮 田 良 辰	川崎市全町内会連合会副会長	
学識経験者	佐 藤 公 輝	東京弁護士会弁護士	小委員会委員
	高 井 佳江子	横浜弁護士会弁護士	
	人 見 剛	東京都立大学教授(行政法)	小委員会委員
	廣 瀬 克 哉	法政大学教授(行政学)	副会長・小委員会委員長代理
	藤 原 静 雄	國學院大学教授(行政法)	会長・小委員会委員長

前委員(平成15年12月31日付退任)

区 分	氏 名	所 属 団 体 等	備 考
市民代表	枝 村 和 道	人権擁護委員	
	大 倉 紀 子	特定非営利活動法人グループ・ピボ	
	清 水 清 志	公募委員	
	曾 和 溥 明	公募委員	
	山 本 清	川崎市全町内会連合会副会長	

注)小委員会は、個人情報保護制度のさらなる充実について検討するため審議会に設けられたものです。

## 川崎市個人情報保護運営審議会における審議経過

## 1 審議会（全体会）

会議	開催日時	開催場所	主な審議事項
第1回	平成15年10月3日（金） 午前10時～	市役所第3庁舎 18階大会議室	1 個人情報保護制度のさらなる 充実に係る諮問について 2 小委員会の設置について
第2回	平成16年1月26日（月） 午後2時～	市役所第3庁舎 18階大会議室	1 小委員会における審議の経過 について（報告・質疑）
第3回	平成16年4月19日（月） 午前10時～	市役所第3庁舎 18階大会議室	1 小委員会における審議の経過 について（報告・質疑） 2 答申案の審議・決定について

## 2 小委員会

会議	開催日時	開催場所	主な審議事項
第1回	平成15年11月11日（火） 午後6時～	市役所第3庁舎 18階第1会議室	1 審議スケジュールと今後の進 め方について 2 主な論点について
第2回	平成15年12月9日（火） 午後6時～	市役所第3庁舎 18階第1会議室	1 他の情報公開関連条例と関連 する改正項目について 2 死者等に関する情報について
第3回	平成16年1月9日（金） 午後2時～	市役所第3庁舎 18階第1会議室	1 個人情報保護条例の主な改正 項目について 2 審議会への中間報告について
第4回	平成16年2月23日（月） 午前10時～	市役所第3庁舎 18階第1会議室	1 答申案について 2 その他
第5回	平成16年3月31日（水） （各委員個別に意見を 求め、承認を得た。）	-	小委員会答申案の確定